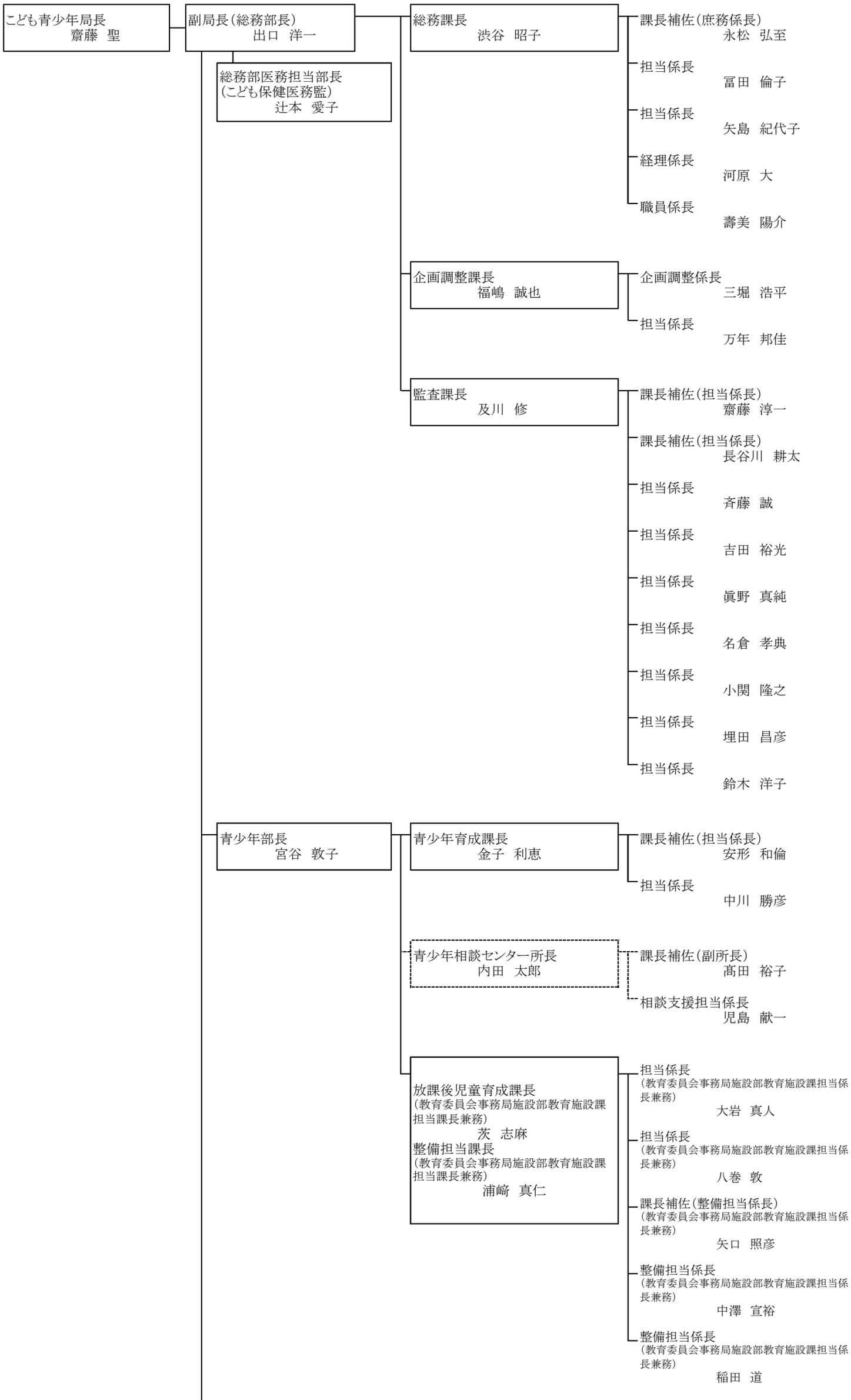


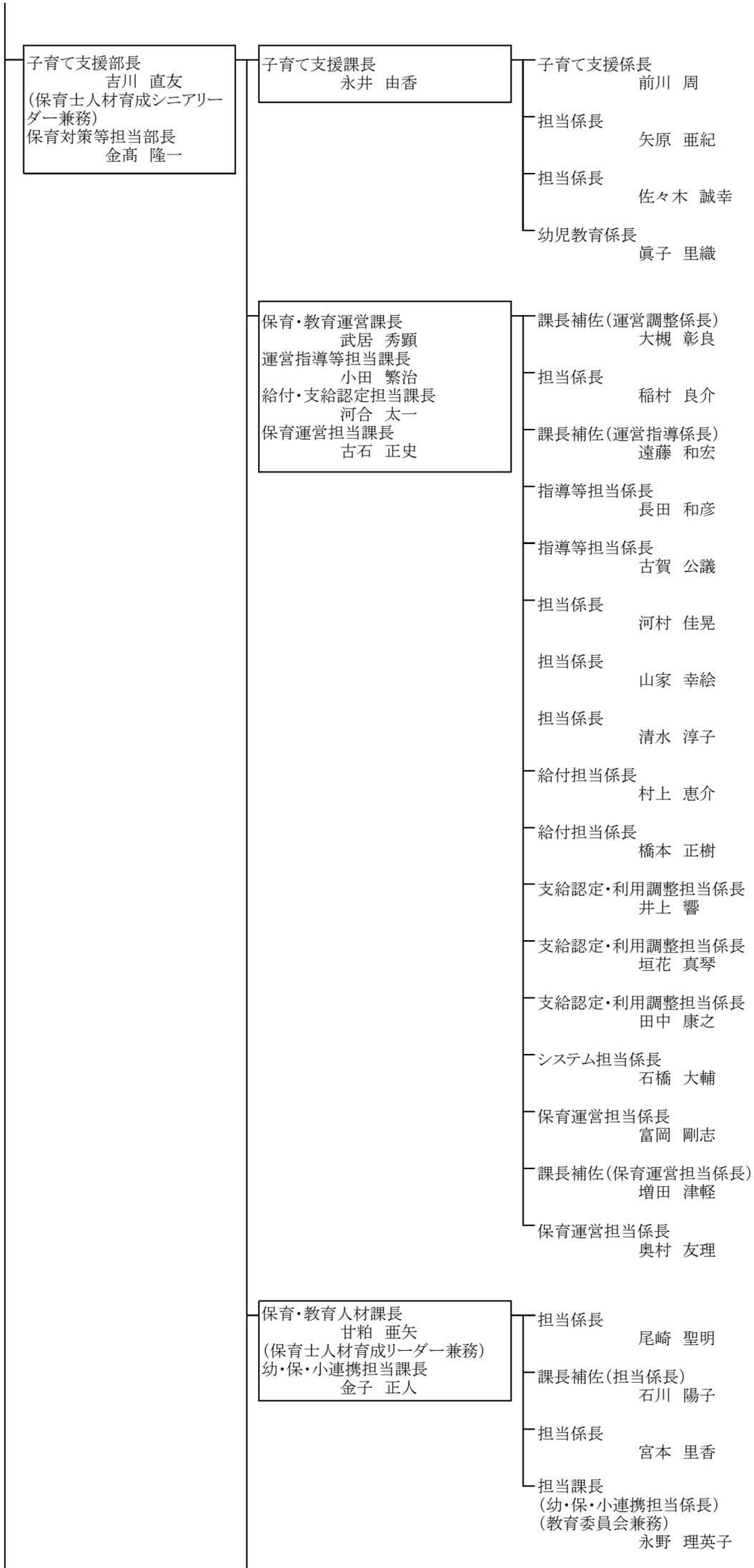
機構及び事務分掌

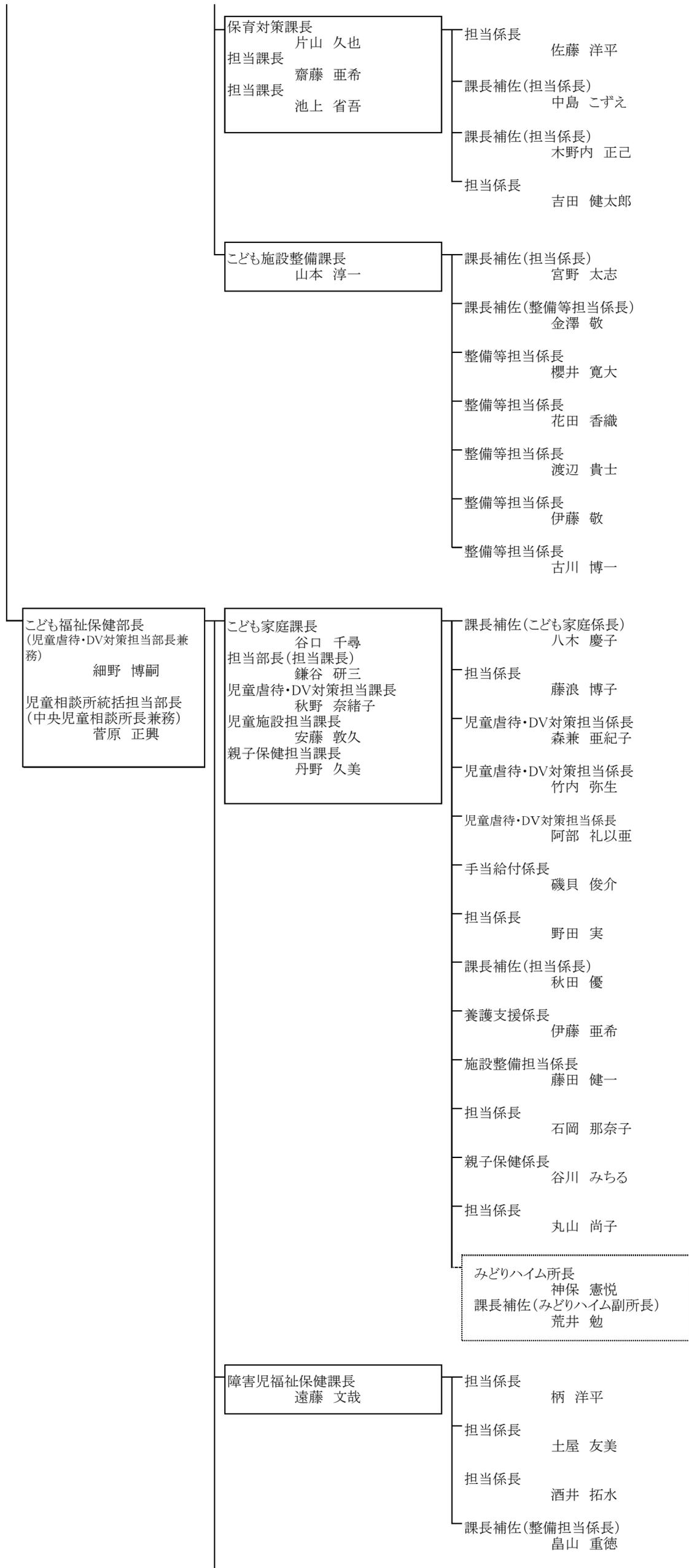
(平成30年5月)

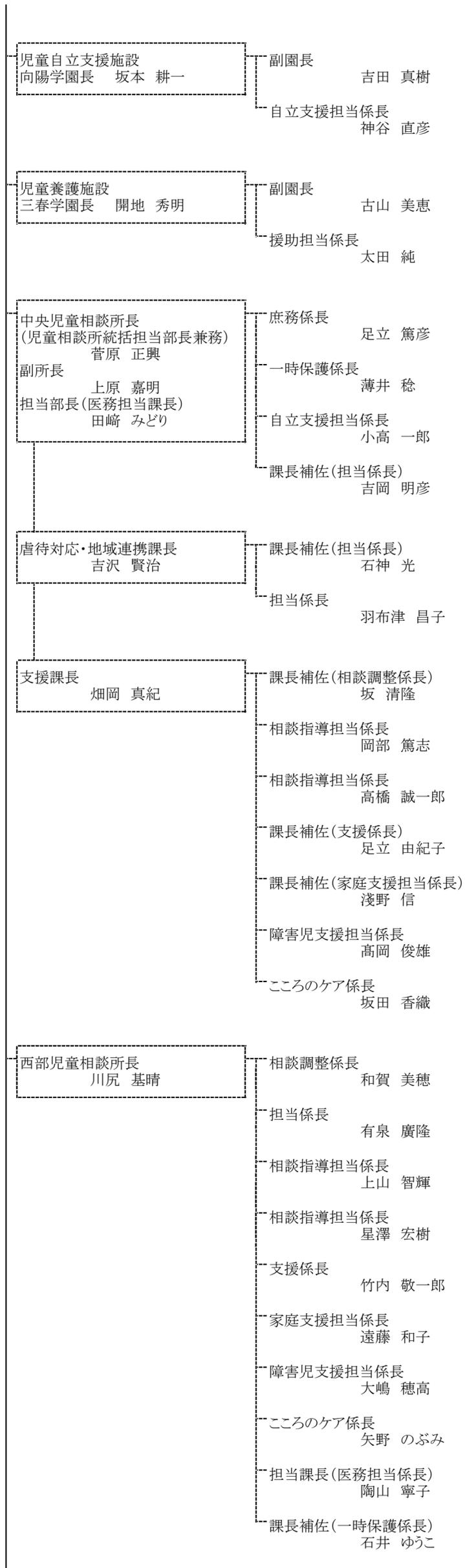
こども青少年局

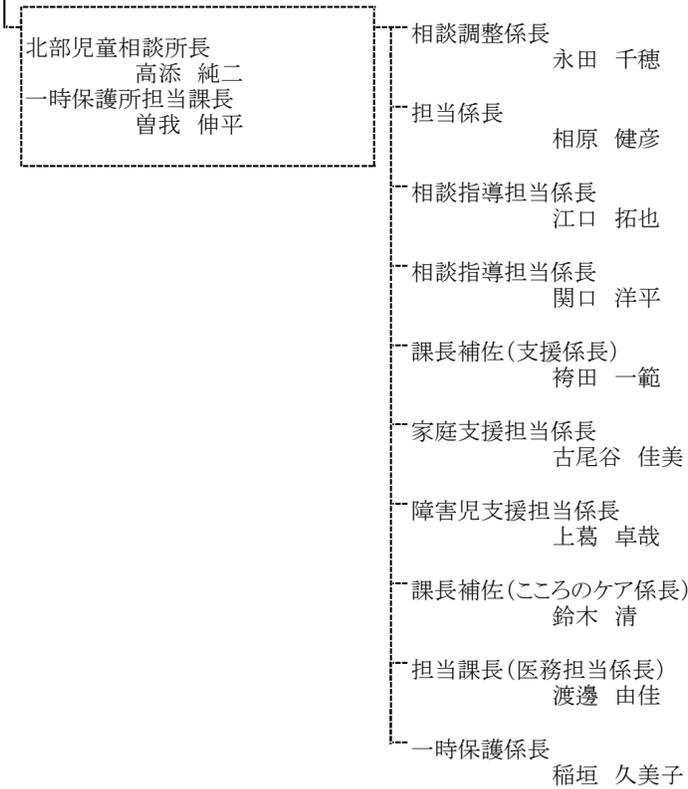
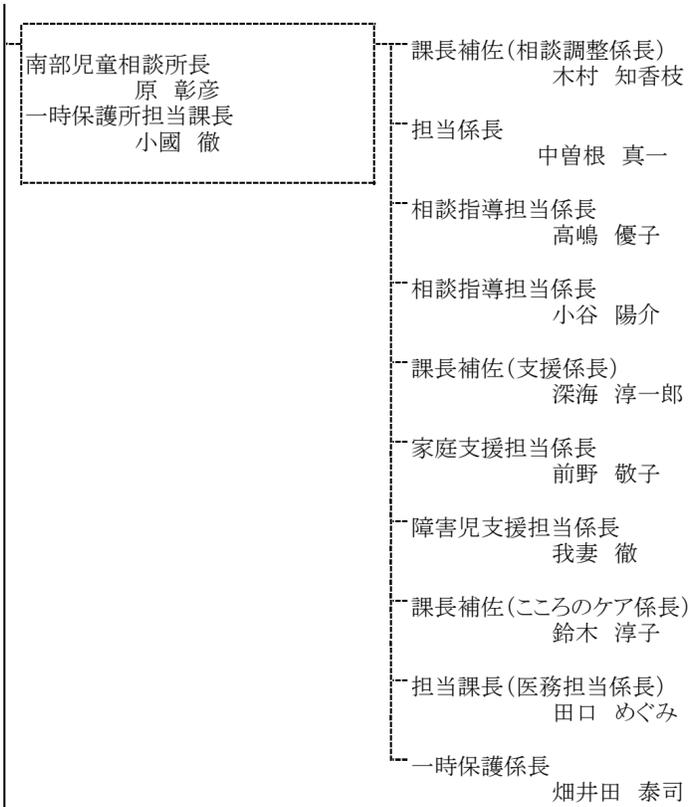
こども青少年局機構図(平成30年5月21日現在)











こども青少年局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

職員係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。
- 4 横浜市子ども・子育て会議に関すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 6 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。

監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関する

ること。

- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年部

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 青少年育成団体に関すること。
- 4 青少年指導員に関すること。
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 6 公益財団法人よこはまユースに関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

子育て支援係

- 1 子育て支援に係る企画及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 部内他の課及び係の主管に属しないこと。

幼児教育係

- 1 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

保育・教育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること（こども施設整備課の主管に属するものを除く。）。

運営指導係

- 1 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支弁及び委託費の支払に関すること。

- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成に関すること。
- 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担に関すること。
- 4 私立の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への措置の勧告及び命令、確認の取消し及び効力の停止等に関すること。
- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認可の取消しに関すること。
- 7 横浜保育室事業の運営等に関すること。
- 8 認可外保育施設の事業停止命令等に関すること。

保育・教育人材課

- 1 保育・教育に従事する人材の育成に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 2 保育・教育の調査研究に関すること。
- 3 保育・教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 4 保育・教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- 5 保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の連携の推進に関すること。
- 6 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の接続の推進に関すること。
- 7 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の入所児童の歯科検診に関すること。
- 8 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の給食指導に関すること。

保育対策課

- 1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。

こども施設整備課

- 1 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 2 保育所の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置の認可及び当該施設の休止、廃止等の認可に関すること。
- 4 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可並びにこれらの事業の休止及び廃止の承認に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。

こども福祉保健部

こども家庭課

こども家庭係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び心身障害児に関する施設を除く。養護支援係分担事務3を除き、以下この部において同じ。）等の企画及び設置に関する事。
- 2 母子福祉及び父子福祉に関する事（特別乗車券に関する事を除く。）。
- 3 寡婦福祉に関する事。
- 4 母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子父子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事。
- 5 母子父子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 6 児童福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関する事。
- 7 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関する事（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 8 児童相談所との連絡調整に関する事。
- 9 女性に係る福祉の調整に関する事（政策局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。
- 10 女性福祉相談に関する事。
- 11 部内他の課、係の主管に属しない事。

手当給付係

- 1 子ども手当、児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- 2 特別乗車券に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。

養護支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関する事。
- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部において「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事（障害児福祉保健課及び他の部の主管に属するものを除く。以下この部において同じ。）。
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 5 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関する事。

- 6 市立の児童福祉施設の運営管理に関すること。
- 7 里親の認定及び登録に関すること。
- 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- 9 その他児童の養護に関すること。

親子保健係

- 1 母子保健に関すること（保健所事務分掌規則第4条 こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除く。）。
- 2 母子の歯科保健に関すること。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関すること。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関すること（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。）。
- 2 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関すること。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 6 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関すること。
- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 11 障害児に係わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。

- 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

平成 30 年 度

事業概要

こども青少年局

【目 次】

	頁
◎ 平成30年度こども青少年局運営方針	1
◎ 保育・教育の基盤づくり	5
◎ 子どもの貧困対策	7
◎ 平成30年度こども青少年局予算総括表	10
1 子どもの貧困対策	11
○支援につなぐための仕組みづくり<拡充>	○ひとり親家庭等への総合的な支援<拡充>
○困難を抱える子どもの生活支援・学習支援<拡充>	○保育所等利用における負担軽減<拡充>
○施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充>	○計画推進のための会議開催等
2 妊娠から乳幼児期までの途切れのない支援の充実	13
○妊婦健康診査事業	○育児支援事業
○こんにちは赤ちゃん訪問事業	○妊娠・出産サポート事業<拡充>
○母子保健指導事業	○母子保健コーディネーターの配置<拡充>
○乳幼児健康診査事業	○不妊相談・治療費助成事業
○歯科健康診査事業	○新生児聴覚検査事業<新規>
3 地域における子育て支援の充実	15
○地域子育て支援拠点事業<拡充>	○横浜子育てサポートシステム事業
○親と子のつどいの広場事業<拡充>	○乳幼児一時預かり事業<拡充>
○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>	○子育て家庭応援事業
○子育て支援者事業	
4 新制度における保育・教育の実施等	17
○支給認定を受けた子どもの保育・教育<拡充>	○年度限定保育事業<拡充>
○延長保育事業	○市立保育所民間移管事業
○補足給付費	○保育料納付促進事業
○保育・教育コンシェルジュの設置<拡充>	○給食食材放射線測定事業
○支給認定及び給付費の支給に関する事務<拡充>	○横浜保育室助成事業
○賃借料補助事業	○指導・監査の充実<拡充>
5 多様な保育ニーズへの対応	19
○一時預かり事業<拡充>	○病児・病後児保育事業<拡充>
○幼稚園等における長時間預かり<拡充>	○24時間型緊急一時保育事業
○休日保育	
6 保育所等整備事業	20
○保育所の整備<拡充>	○横浜保育室の認可移行支援<拡充>
○認定こども園の整備<拡充>	○地域型保育事業の整備<拡充>
7 保育・教育の質向上・保育士等確保策	21
○保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり<拡充>	○保育資源ネットワーク構築事業の充実
○保育・幼児教育の研修事業	○保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保<拡充>
○保育・幼児教育の研究事業	
8 幼児教育の支援	23
○私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充>	○私立幼稚園等補助事業
○私立幼稚園等預かり保育事業<拡充>	○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業
○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<新規>	○私立幼稚園等施設整備費補助事業
○私立幼稚園等一時預かり補助事業	○保育・幼児教育の質の向上<拡充>
○特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助事業	

9	放課後の居場所づくり ○放課後児童育成事業<拡充>	○プレイパーク支援事業	24
10	すべての子ども・若者の健全育成の推進 ○青少年を育む地域の環境づくり ○青少年育成に携わる団体等の支援	○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営	25
11	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実 ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業<拡充> ○若者サポートステーションにおける相談・支援<拡充>	○よこはま型若者自立塾 ○寄り添い型生活支援事業<拡充>	26
12	地域療育センター関係事業 ○地域療育センター運営事業 ○地域療育センター学校支援事業	○地域療育センター発達障害児通所支援事業	27
13	在宅障害児及び施設利用児童への支援等 ○障害児通所支援事業<拡充> ○学齢後期障害児支援事業 ○メディカルショートステイシステム事業	○医療環境整備事業<拡充> ○障害児入所支援事業等	28
14	児童虐待防止への取組の充実 ○児童相談所の運営と機能強化 ○児童虐待防止啓発、地域等との連携 ○家庭訪問の充実	○発生予防の取組<拡充> ○児童・家庭への支援<拡充>	29
15	社会的養護の充実 ○児童福祉施設の整備 ○里親推進事業<拡充> ○ファミリーホーム事業<拡充> ○自立援助ホーム事業<拡充>	○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> ○児童措置費等	31
16	ひとり親家庭等の自立支援 ○ひとり親家庭等自立支援事業<拡充>	○ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業	32
17	DV対策事業 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの運営費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	33
18	児童扶養手当等 ○児童扶養手当<拡充> ○特別児童扶養手当事務費	○特別乗車券の交付	34
19	児童手当 ○児童手当<拡充>		34
20	横浜市子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランスの推進 ○横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進<拡充>	○ワーク・ライフ・バランスの推進	35
21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計) ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業<拡充>		35

平成 30 年度 こども青少年局運営方針

I 基本目標

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現

II 目標達成に向けた施策

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」(平成 27～31 年度)に沿って、幅広く子ども・青少年のための施策を推進し、目標の達成に向けて取り組めます。



< 30 年度に重点的に取り組む施策 >

産まれる前から青少年期までの全ての子ども・青少年に対して、基本施策を着実に推進し、切れ目のない総合的な施策・事業を確実に実施するとともに、アウトリーチ型の支援にも重点を置いた取組を進めます。

1 保育所待機児童解消の継続

保育所等への利用申請者数が年々増え続ける中、区局が連携し、認可保育所や幼稚園などの既存資源を一層活用するとともに、保育ニーズが高いエリアを重点に必要な施設・事業の整備を進めるなど、地域の状況に応じた対策を講じます。

また、引き続き、保育・教育コンシェルジュがお一人おひとりのニーズを伺い、その方に合った保育サービスを丁寧にご案内します。

さらに、養成施設卒業生、潜在保育士、試験合格者などを対象に、市内保育所等への就労促進及び就業継続の取組をさらに充実し、保育士確保に取り組めます。

<30 年度の主な事業・取組>

- 保育所等の整備の推進【拡充】
- 保育・教育コンシェルジュの設置【拡充】
- 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保【拡充】

2 子ども・子育て支援新制度におけるすべての子育て家庭への支援

子どもの豊かな育ちを保障するため、乳幼児期の保育・教育に携わる職員が専門性を高められるよう、研修・研究の機会を拡充するとともに、保育所等への指導・監査を充実し、保育・教育の質の維持・向上を目指します。

また、保護者の子育てに対する負担感や不安感を軽減するため、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など、在宅の子育て家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を充実することにより、総合的な施策を推進します。

<30 年度の主な事業・取組>

- 保育・教育施設等の職員向けの研修実施及び園内研修・研究の取組支援【拡充】
- 地域子育て支援拠点サテライトにおける横浜子育てパートナー事業の実施【拡充】
- 親と子のつどいの広場等の拡充による地域における親子の居場所づくり【拡充】

3 放課後児童支援策の充実

子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保するため、区局が連携して、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、面積基準等に適合するための分割・移転等が必要な放課後児童クラブへの支援を行います。

また、放課後キッズクラブと放課後児童クラブに対する人材確保の支援を行うなど、放課後の居場所の質の向上を目指します。

<30年度の主な事業・取組>

- 放課後キッズクラブ整備事業
- 放課後児童クラブの分割・移転等支援
- 放課後児童健全育成事業所における人材確保の支援【新規】

4 児童虐待防止への取組の充実

児童福祉法等の改正及び「横浜市子供を虐待から守る条例」を踏まえ、児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速・的確な対応、重篤化の防止、社会的養護の充実に取り組みます。また、区役所及び児童相談所の機能強化や関係機関との連携強化など、児童虐待対策を総合的に推進します。

<30年度の主な事業・取組>

- 母子保健コーディネーターの配置（モデル実施；新規3区+継続3区）【拡充】
- 横浜型児童家庭支援センターの設置拡充（新規5か所）【拡充】
- 児童相談所の再整備（西部児童相談所の基本設計）【拡充】
- 里親推進事業【拡充】

5 困難を抱える若者支援策の充実

相談支援や居場所の提供、就労訓練プログラムの提供など、若者の状況に応じた段階的支援に取り組みます。また、区役所における定期的な専門相談に加えて、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施するなど、適切な支援につなげる取組を強化し、困難を抱える若者の自立支援を推進します。

<30年度の主な事業・取組>

- 青少年相談センター事業
- 地域ユースプラザ事業【拡充】（ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会）
- 若者サポートステーション事業【拡充】
（よこはま若者サポートステーションサテライト）

6 子どもの貧困対策の推進

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、いわゆる「子ども食堂」等の地域における子どもの居場所づくりに対する支援や子どもの生活・学習支援に取り組みます。また、特に困難を抱えやすい児童養護施設等退所後児童やひとり親家庭の自立に向けた支援を強化します。

<30年度の主な事業・取組>

- 「子ども食堂」等の創設・継続支援（地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業）【拡充】
- 寄り添い型生活支援事業【拡充】
- 施設等退所後児童に対するアウトリーチ型相談支援の実施【新規】
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業【拡充】

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

職員一人ひとりが最大限に力を発揮し、こども青少年局一丸となって目標達成に向けて取り組むにあたり、次の4つに重点をおいた組織運営を行います。

1 人材育成・チーム力の強化

職員の力を最大限に発揮できるよう、人材育成に取り組むとともに

相互の情報共有を図り、組織の枠を超えたチーム力を高めます。

- 責任職は、職員自らがよく考え、日々の仕事を進められるよう支援するとともに、新たな「横浜市人材育成ビジョン」を踏まえ、庁内外の研修参加等も含め、組織全体で職員の人材育成に取り組みます。
- 職員間のつながりや相互の情報共有を一層充実し、課を超えた業務連携や連続性を意識した施策検討・実施、改革推進委員会などにより「チームこども」の機運を醸成します。
- 待機児童対策や児童虐待防止、医療的ケア児・者等への支援、子どもの貧困対策など全庁的な取組が必要な施策については、区や関係局との連携を強化し「チーム横浜」として取り組みます。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

組織における仕事の進め方、時間の使い方などを見直し、

ワーク・ライフ・バランスを実現します。

- 職員一人ひとりが、働き方を見直し、主体的に家事・育児、地域活動、個人の自己啓発等仕事以外の「生活」との調和を図ります。
- 繁忙期の協力体制を確保するとともに、職員一人ひとりが会議・打ち合わせにおける論点の明確化や時間管理の徹底など、業務の効率化や超過勤務の削減に向けた具体的な取組を進めます。
- 責任職は、職員の業務内容を理解し、関心を持って声掛けや指導を行うなど、職場マネジメントを適切に実施し、職員間の業務量の適正化や職員が心身ともに健康でいきいきと働ける取組を進めます。

3 市民満足（CS）と職員満足（ES）の向上

子ども・青少年の視点に立った支援や現場発意の施策展開を図るとともに、

職員が「働くよろこび」と「成長」を実感できる職場環境づくりを進めます。

- 子どもたちの視点に立った支援を行うとともに、市民や事業者に寄り添ったわかりやすく丁寧な対応を心がけます。子どもや青少年を取り巻く社会情勢の変化にアンテナを張り、現場発意の施策立案・改善を推進します。
- 活発なコミュニケーションが行われ、職員同士が「認め合う・支え合う」働きやすい職場環境づくりを進め、責任職は職員一人ひとりへ日々の取組に対する「感謝」や今後に向けての「期待」を具体的に伝えます。
- 全職員が、市民や社会からの要請に応える意識を持つとともに、市民対応の最前線である区などと十分に連携を図りながら、不適切事務処理等の防止など適正な業務執行に努め、市民等の期待や信頼に応える行政を推進します。

4 協働と共創の推進

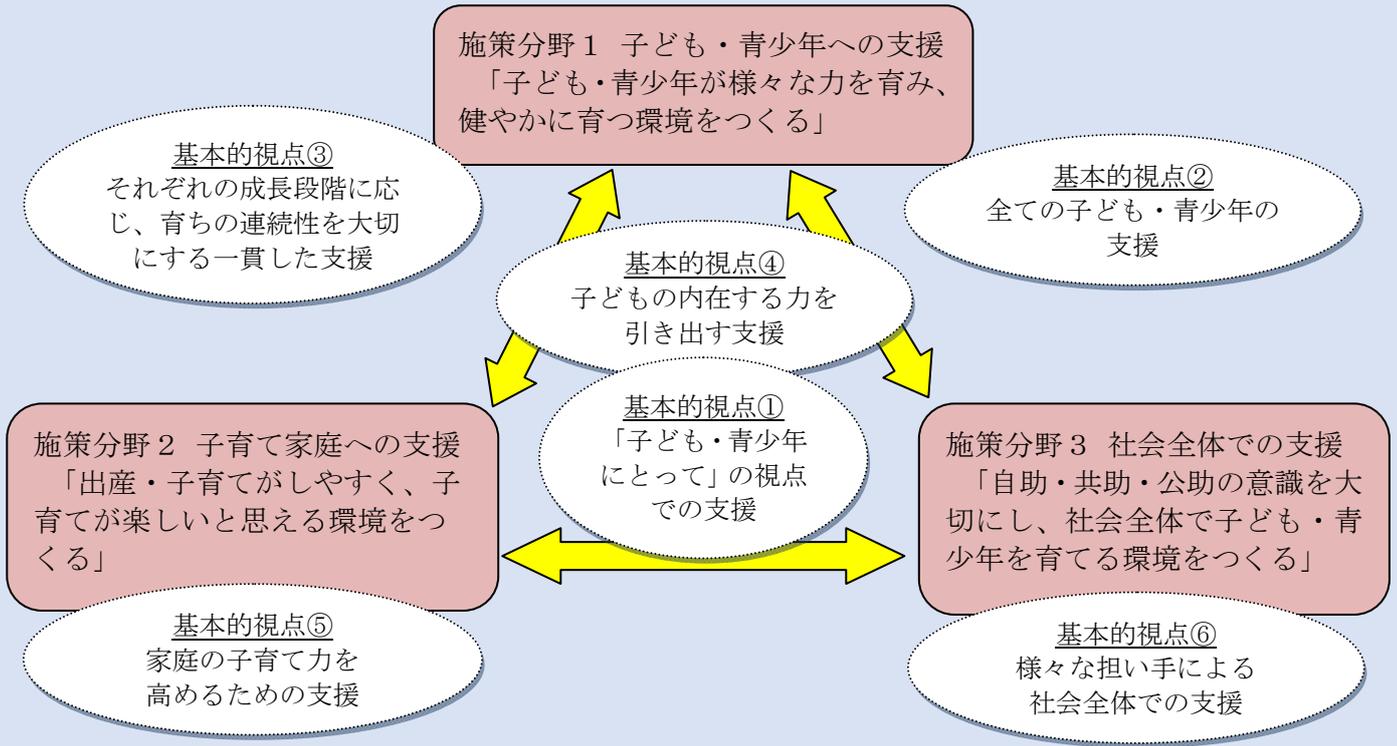
未来を担う子ども・青少年の健やかな育ちを社会全体で支えるため、

多様な市民等との協働・共創による取組を推進します。

- 保育所、幼稚園や学校、民生委員・児童委員、NPO法人、医療機関、市民、企業など様々な主体との連携・協働、共創を図ります。
- 特に生まれる前から乳幼児期の子育て支援や様々な課題を抱えた子ども・青少年の支援では、積極的に現場に出向き子どもたちの周りに多くの関わり合いを見つけ、それぞれをつなぎ、共に育てていく関係を着実に広げます。
- 物品の調達や委託業務の発注にあたり、市内中小企業への優先発注に取り組みます。

◎横浜市こども・子育て支援事業計画の施策体系と事業概要の関連項目◎

● 3つの施策分野と6つの基本的な視点



● 施策体系と事業概要の関連項目

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 「乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援」

新制度における保育・教育の実施等 / 保育所等整備事業
保育・教育の質向上・保育士等確保策 / 幼児教育の支援 / 放課後の居場所づくり

基本施策② 「学齢期から青少年期までの子ども・青少年の育成施策の推進」

放課後の居場所づくり / すべての子ども・若者の健全育成の推進
困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策③ 「障害児への支援」

地域療育センター関係事業 / 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

基本施策④ 「若者自立支援の充実」

すべての子ども・若者の健全育成の推進 / 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

施策分野2 出産・子育てが楽しいと思える環境をつくる

基本施策⑤ 「生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援」

妊娠から乳幼児期までの途切れのない支援の充実 / 多様な保育ニーズへの対応

基本施策⑥ 「地域における子育て支援の充実」 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ 「ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応と未然防止」

ひとり親家庭等の自立支援 / DV対策事業 / 児童扶養手当等
母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 「自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる」

基本施策⑧ 「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」

児童虐待防止への取組の充実 / 社会的養護の充実

基本施策⑨ 「ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進」

横浜市子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランスの推進

その他 児童手当

「子どもの貧困対策」 子どもの貧困対策の推進

保育・教育の 基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。

保育の質の維持・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で、保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持っていることが大切です。保育・教育の質の維持・向上に向けた取組内容や推進体制等について検討を行うとともに、研修の充実など人材育成に取り組めます。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより、質の高い保育を保障していきます。

受入枠の拡大

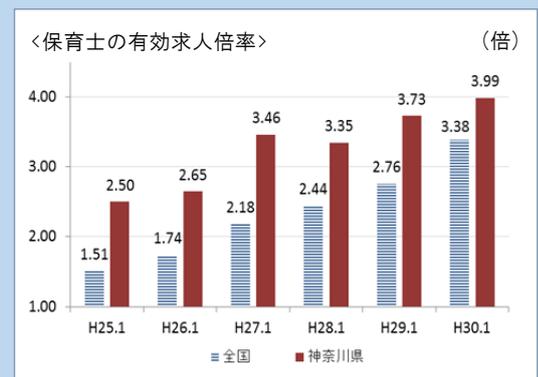
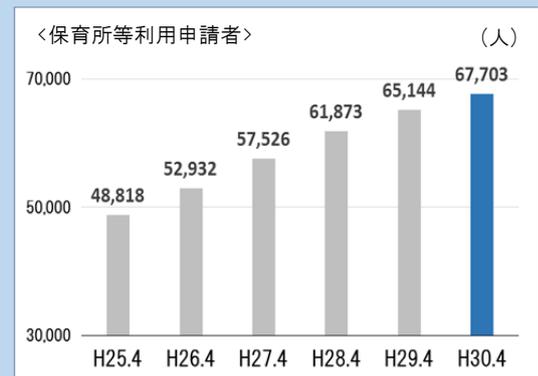
女性の社会進出の増加に伴い、本市における保育所等の利用希望は年々増加しています。

こうした保育ニーズに対応するために、保育所等の新規整備など受入枠を拡大していくことが必要です。

保育士等の確保

首都圏では保育士需要が高い傾向にある一方で、保育士養成校の入学者が減少傾向にあり、新たな保育士の採用が厳しい状況にあります。また、保育士が自信と誇りを持って長く働けるよう就業継続の取組も必要です。

危機感をもって、子どもの豊かな育ちを支える保育士等の確保に取り組めます。



30年度も、引き続き「保育の質の維持・向上」「受入枠の拡大」「保育士等の確保」に、三位一体で取り組み、未来を創る子どものため、しっかりと横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。



平成30年度の主な取組

保育の質の維持・向上

質

各保育所・幼稚園等での園内研修・研究の取組への支援を更に強化するとともに、法人主体の健全な施設運営の促進や、保育中の事故の防止等、保育の質の維持・向上に取り組めます。

- ◆園内研修・研究サポーター派遣【拡充】(P21)
- ◆園内研修リーダー育成研修【拡充】(P21)
- ◆巡回訪問による助言・指導の実施【新規】(P18)
- ◆組織マネジメント講習の実施【新規】(P18)



受入枠の拡大

受入

子ども・子育て支援事業計画に基づき、新たに2,795人分の認可保育所等を整備します。

また、定員外での受入れを更に活用するとともに、私立幼稚園等での預かり保育や新たに2歳児の受入れを実施すること等により、待機児童対策を推進します。

- ◆保育所等整備の推進【拡充】(P20)
- ◆私立幼稚園等預かり保育事業【拡充】(P19)
- ◆私立幼稚園2歳児受入れ推進事業【新規】(P19)
- ◆年度限定保育事業【拡充】(P18)
- ◆保育・教育コンシェルジュ【拡充】(P18)



保育士等の確保

人材

養成施設卒業生、潜在保育士、試験合格者などを対象に、市内保育所等への就労促進を図る取組を更に充実するとともに、独自に保育士等の処遇改善にも取り組めます。

- ◆就職面接会・支援講座、保育所見学会【拡充】(P22)
- ◆保育士採用活動支援事業の実施【新規】(P22)
- ◆横浜の保育PR推進事業【新規】(P22)
- ◆保育士宿舍借り上げ支援事業の実施【拡充】(P22)
- ◆保育士等の処遇改善の実施【拡充】(P17)



子どもの貧困対策

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（28～32年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

30年度は、いわゆる「子ども食堂」等の地域における子どもの居場所づくりに対する支援や子どもの生活・学習支援に加え、特に困難を抱えやすい児童養護施設等退所後児童やひとり親家庭の自立に向けた支援を強化します。

横浜市子どもの貧困対策に関する計画の概要

計画の対象

年齢層：生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半まで
 状況等：現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭に加え、保護者の疾病・障害、ひとり親家庭、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭 など

計画の体系

※()は主な取組例

◆ 子どもの貧困対策の基盤

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進
 （乳幼児期の教育・保育の保障 / 学齢期の全ての子どもに対する教育の充実）

◆ 5つの施策の柱

- 施策1 気づく・つなぐ・見守る （学校と区役所等の連携 等）
- 施策2 子どもの育ち・成長を守る （ひとり親家庭児童の夕方以降の生活の支援 等）
- 施策3 貧困の連鎖を断つ （将来の自立のための高校進学に向けた学習支援 等）
- 施策4 困難を抱える若者の力を育む （困難を抱える若者の自立に向けた環境整備 等）
- 施策5 生活基盤を整える （生活保護などの生活基盤を支える現金給付 等）

平成30年度の重点取組

I 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名	取組内容等
「子ども食堂」等の創設・継続支援 【拡充】 （地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業）	モデル区（磯子区・港北区）の区社会福祉協議会を相談窓口とし、子ども食堂等の地域の取組に対する新たな助成金や担い手の確保等の活動支援を行い、身近な地域における子どもの居場所づくりを推進するための効果的な支援方法を検討 ○月2回以上の取組の創設・拡充に対する助成金【10万円/団体】 ○啓発講座開催等による人材確保 ○運営ノウハウ等共有のための団体間の関係づくり 等
ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施【新規】 （地域ユースプラザ事業）	支援につながっていないひきこもりの方を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施 ○新規実施18回（各区1回）

Ⅱ 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業・取組名	取組内容等
寄り添い型生活支援事業 【拡充】	養育環境に課題がある子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除など）の習得及び向上、学習支援 ○実施区数の増 2区増（30年度：12区） ○瀬谷区の実施場所を1か所増設することによる受入枠の拡大
ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業 【継続】	ひとり親家庭の子ども、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援（30年度：2か所）
寄り添い型学習支援事業 【拡充】（健康福祉局）	生活困窮世帯の子ども、高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学習支援及び高校進学後の中退防止の取組 ○中学生の受入拡大 140人増（30年度：18区950人）
放課後学び場事業 【拡充】 （教育委員会事務局）	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生に対する学習支援（学校等において実施） ○実施校の増 16校増（30年度：58校）

Ⅲ 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等退所後児童のアフターケア」

事業・取組名	取組内容等
施設等退所後児童の居場所の運営等 （就労相談・生活相談の充実）	施設等退所後児童の居場所（よこはま PortFor）の運営や、就職後のフォローアップ、居住場所等の生活全般にわたる相談支援及び、資格等取得資金・大学進学等の給付金の支給
アウトリーチ型相談支援の実施 【新規】	居場所の支援コーディネーターの訪問等による継続的な状況把握や児童に寄り添ったサポートなどの自立に向けた支援を実施 ○支援コーディネーターの配置

Ⅳ 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名	取組内容等
児童扶養手当 【拡充】	平成30年8月分から全部支給の所得制限限度額を緩和
高等職業訓練促進給付金事業 【拡充】	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、3年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給 ○支給対象者の拡充（准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために修業する場合、通算3年を上限に支給） ○対象資格の拡大（㉙5資格→㉚10資格）
母子家庭等就業・自立支援センター事業 【拡充】	就労支援をはじめとした自立支援を「ひとり親サポートよこはま」で実施 ○相談支援機能の強化（就労支援員の区役所派遣回数増） ○養育費セミナーの回数増（㉙4回→㉚6回）
母子父子寡婦福祉資金 【拡充】	ひとり親家庭の子どもが就学するために必要な経費の貸付 ○大学院を新たに対象として拡大



平成30年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	29年度	30年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	270,298,230	279,720,105	9,421,875	3.5	
青少年費	21,544,237	21,463,407	△ 80,830	△ 0.4	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	152,037,653	161,497,236	9,459,583	6.2	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	96,716,340	96,759,462	43,122	0.1	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	623,235	629,772	6,537	1.0	
特別会計繰出金	623,235	629,772	6,537	1.0	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	270,921,465	280,349,877	9,428,412	3.5	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	523,320	473,759	△ 49,561	△ 9.5	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費
特別会計計	523,320	473,759	△ 49,561	△ 9.5	

1		子どもの貧困対策	
前年度		10,650,483	
差引		△ 73,584	
本年度の財源内訳	国	3,599,118	
	県	—	
	その他	30,509	
	市費	6,947,272	

事業内容

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ仕組みづくりや子どもの生活支援・学習支援、ひとり親家庭への支援等を充実します。

1 支援につなぐための仕組みづくり<拡充> 936万円

(1) 地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業<拡充> (子どもの貧困対策推進事業)

ア モデル区における子どもの居場所づくりに対する支援<拡充>

29年度に引き続き、いわゆる「子ども食堂」等地域の取組の創設・継続を支援するモデル事業を2区(磯子区・港北区)で実施します。

地域支援の実績のある区社会福祉協議会を相談窓口とし、新たな助成金や、担い手の確保、団体間の関係づくり等に関する活動支援を行い、地域における子どもの居場所づくりへの効果的な支援方法を検討します。

(活動支援の例)

- ・取組の創設・継続に対する相談対応、情報提供支援
- ・月2回以上の取組の創設・拡充に対する助成金(10万円/団体)
<社会福祉基金を活用>
- ・啓発講座・研修開催等による人材確保
- ・運営ノウハウ等共有のための団体間の関係づくり 等

イ 市域の取組に対する支援

ウェブサイトの運営等により、市内各地域の子どもの居場所づくりの取組紹介や助成金制度等の支援メニューの案内を行うなど市域の取組を支援します。

(2) ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施<新規> (地域ユースプラザ事業)

新たに、支援につながっていない方が相談できるように、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施します(18回(各区1回))。



2 困難を抱える子どもの生活支援・学習支援<拡充> 1億1,033万円

(1) 寄り添い型生活支援事業<拡充>

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活・学習支援等を実施します。(新規2区:計12区)

また、既に事業実施している瀬谷区において実施場所を1か所増設し、受入枠を拡充します。

(2) ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業

ひとり親家庭の子どもに対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、ひとりで家にいることが多い子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。(モデル実施:継続2か所)

3 施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> 3,250万円

(1) 施設等退所後児童の居場所の運営等

就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送れるよう施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援、居場所(よこはまPortFor)の運営等を実施します。

また、確実な就職に向けた支援として、資格取得資金や大学進学等自立生活資金の給付、入学時初年度納入金に対する資金援助を行い、経済的に進学が困難な児童を支援します。

<資格等取得支援事業に社会福祉基金を活用>

(2) アウトリーチ型相談支援の実施<新規>

施設等に入所している児童は退所後に孤立しやすいため、居場所(よこはまPortFor)に新たに配置する支援コーディネーターが、施設等を退所した後も訪問等によって個々の状況を継続的に把握し、児童に寄り添いながら困りごとへのサポートをするなど、自立に向けて支援を行います。

4 ひとり親家庭等への総合的な支援<拡充>

104億2,292万円

(1) 児童扶養手当<拡充>

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

また、制度改正に伴い、平成30年8月分（平成30年12月支給分）から全部支給の所得制限限度額を緩和します。

ア 対象

18歳（中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）

年度末までの児童の養育者

イ 手当額(月額)

	H29.12~H30.3 (H30.4支給分)	H30.4~H30.11 (H30.8, H30.12支給分)
全部支給	42,290円	42,500円
一部支給	9,980円~42,280円	10,030円~42,490円
第2子加算	全部支給	9,990円
	一部支給	5,000円~9,980円
第3子以降 加算	全部支給	5,990円
	一部支給	3,000円~5,980円

ウ 支給月

4月・8月・12月に前4か月分を支給します。

エ 月平均児童数

30,946人

(2) ひとり親家庭に対する就労・生活・子育ての支援（ひとり親家庭等自立支援事業）<拡充>

ア 高等職業訓練促進給付金<拡充>

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、3年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。

また、対象の資格について、新たに歯科衛生士等を対象とします。

さらに、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合、通算3年を上限に給付金を支給します。

イ 母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）<拡充>

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナーなどを、関係機関と連携しながら実施し、自立を支援します。なお、養育費セミナーの実施回数を6回に拡充します。（29年度：4回）

さらに、ひとり親の多い区を中心に、区役所へ定期的に就労支援員の派遣を行うなど、派遣回数を増やすことにより、相談支援機能を強化します。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業<拡充>（母子父子寡婦福祉資金会計）

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。

ア 対象者

(ア) 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等

(イ) 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人

イ 主な資金

修学資金、就学支度資金等（12資金）

新たに大学院に就学するための経費を貸付の対象とします。

5 保育所等利用における負担軽減<拡充>

保育所、認定こども園、新制度の幼稚園、小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用する際の利用料や、私学助成を受ける幼稚園の保育料の一部を補助する私立幼稚園就園奨励補助金について、負担軽減を実施します。

さらに、市民税所得割額77,100円以下の世帯に対し、認定こども園や新制度に移行した幼稚園の1号認定利用料及び私学助成を受ける幼稚園の私立幼稚園就園奨励補助金について負担軽減を拡充します。

6 計画推進のための会議開催等(子どもの貧困対策推進事業)

179万円

支援者や有識者による会議を開催するなど計画を推進します。

2		妊娠から乳幼児期までの途切れない支援の充実	
		本年度	千円 4,775,153
		前年度	4,691,816
		差引	83,337
本年度の財源内訳	国	636,029	
	県	93,729	
	その他	8,908	
	市費	4,036,487	

事業内容

出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実させることで、子どもの健やかな育ちを支えます。

1 妊婦健康診査事業

25億106万円

(1) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

(延べ見込人数：359,161人)

(2) 産婦健康診査

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。

(延べ見込人数：31,688人)

2 こんにちは赤ちゃん訪問事業

9,409万円

子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。

(訪問見込件数：27,728件)

3 母子保健指導事業

7,483万円

母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親（両親）教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。

(訪問見込件数：12,100件)

また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。



4 乳幼児健康診査事業

6億7,001万円

(1) 乳幼児健康診査

区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげます。また、健康管理や栄養、生活習慣の確立、その他育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

(受診見込件数：82,984件)

(2) 医療機関乳幼児健康診査

医療機関乳幼児健康診査の受診票を3回分発行し、生後1か月、7か月、及び12か月での受診を勧奨し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

(受診見込件数：63,112件)

(3) 未受診者対策

乳幼児健診等の受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。

5 歯科健康診査事業

1億4,930万円

(1) 妊婦歯科健康診査

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。

また、女性の生涯を通じた歯の健康及び生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長に寄与します。

(妊婦歯科健診受診見込件数：9,477件)

(2) 乳幼児歯科健康診査

区福祉保健センターにおいて乳幼児歯科健診・保健指導（4か月児・1歳6か月児・3歳児）を行います。また、妊産婦・乳幼児に対する歯科相談事業を実施します。

6 育児支援事業

1億7,572万円

(1) 育児支援家庭訪問事業

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員・アルバイト）が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。（延べ訪問見込件数：6,067回）

(2) 産前産後ヘルパー派遣事業

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。（延べ利用見込件数：8,146回）

7 妊娠・出産サポート事業＜拡充＞

3,622万円

(1) 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。妊娠早期からの相談支援を充実させ、児童虐待の予防につなげます。

(10:00～22:00 365日開設)



(2) 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所等を活用し、母子デイケア・ショートステイサービスを提供することにより、産後の支援を充実し、育児不安の早期解消を図ります。

(延べ利用見込者数：175人)

(延べ利用見込日数：816日)

(3) 訪問型母乳相談事業

産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、乳房マッサージや具体的な相談対応を行います。

(利用見込者数：220人、延べ利用見込件数：660件)

(4) 産後うつ対策事業＜拡充＞

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行います。

妊産婦やその家族に向けた産後うつの啓発及び支援者向けの研修を行うとともに、産後うつのフォロー体制構築に向け、関係機関の連携を図る検討会を実施します。

8 母子保健コーディネーターの配置＜拡充＞

6,611万円

子育て世代包括支援センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。（モデル実施：新規3区、継続3区）

9 不妊相談・治療費助成事業

8億9,862万円

(1) 不妊・不育相談

不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・助産師による専門相談を実施します。

(2) 特定不妊治療費の助成

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）の一部について助成します。また、特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療費の一部についても助成します。

(特定不妊治療費助成見込件数：4,960件、男性不妊治療費助成見込件数：30件)

10 新生児聴覚検査事業＜新規＞

1億920万円

新生児期に聴覚の異常を発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期支援を図るために、検査費用の一部を助成し、受診を促します。

(受診見込人数：22,500人)

3	地域における子育て支援の充実	
	本年度	千円 2,157,123
	前年度	2,099,149
	差引	57,974
本年度の財源内訳	国	399,240
	県	401,027
	その他	10,415
	市費	1,346,441

事業内容

子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に設置している地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、認定こども園、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実を図り、地域における子育て支援を実施します。

1 地域子育て支援拠点事業<拡充>

10億7,884万円

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 継続18か所（全区）

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充>

ア 実施内容

乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 子育て情報の収集・提供事業
- (ウ) 相談事業

※子育て支援ネットワーク事業及び子育て支援関係者の人材育成事業については、既存拠点と一体的に実施

イ 実施か所数

新規1か所（戸塚区/平成31年3月開所予定）、継続3か所

(3) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充>

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

ア 実施か所数 新規1か所（青葉区）、継続2か所

2 親と子のつどいの広場事業<拡充>

4億269万円

(1) 実施内容

親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(2) 実施場所

商店街の空き店舗、マンション、アパート等

(3) 実施か所数

新規4か所、継続61か所

(4) 一時預かり事業

実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数 : 新規2か所、継続30か所

定員 : 96人

3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>

2億7,760万円

(1) 実施内容

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

(2) 実施か所数

ア 週3日以上開設する常設園
新規2か所、継続65か所

イ 開設日が週3日未満の非常設園
新規1か所、継続333か所

4 子育て支援者事業

7,235万円

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を実施します。

○ 実施開催数 継続180会場

5 横浜子育てサポートシステム事業

3,257万円

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

(2) 会員数（平成30年3月末現在）

- 利用会員(10,203人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
- 提供会員(2,116人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
- 両方会員(819人)・・・利用会員かつ提供会員の方

6 乳幼児一時預かり事業<拡充>

2億8,527万円

(1) 実施内容

育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

(2) 実施か所数、定員

- 8時間実施施設：継続10か所 定員142人
- 11時間実施施設：新規1か所、継続12か所 定員195人

7 子育て家庭応援事業

781万円

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや、設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

○ 協賛店舗・施設数 4,500店舗・施設（平成30年3月末時点）



【地域子育て支援拠点】
（戸塚区・とつとの芽）



【乳幼児一時預かり事業】
（青葉区・子どもミニデイサービス まーぶる）

4	新制度における 保育・教育の実施等	
	本年度	千円 129,339,408
	前年度	119,861,211
	差引	9,478,197
本年度の 財源内訳	国	32,205,935
	県	16,836,700
	その他	21,339,658
	市費	58,957,115

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の支給認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。

また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・教育につなげるための支援等を行います。

1 支給認定を受けた子どもの保育・教育(一部再掲)＜拡充＞ 【12ページ参照】 1,186億821万円

給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度における施設型給付及び地域型保育給付、児童の処遇向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。

また、市民税所得割額77,100円以下世帯の1号認定の第1子利用料の負担軽減を拡充します。

(1) 施設型給付及び地域型保育給付 956億2,773万円

ア 施設型給付費 891億6,185万円
保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	平成29年度	平成30年度
民間保育所	639か所	686か所
市立保育所	82か所	79か所
幼稚園(給付対象施設)	56か所(39か所※)	74か所(56か所※)
幼保連携型認定こども園	22か所	29か所
幼稚園型認定こども園	10か所	10か所
計	809か所(792か所)	878か所(860か所)

※：私立幼稚園等預かり保育事業により長時間保育を実施している園数

○ 利用児童数 1号認定：月平均 約18,600人
2・3号認定：月平均 約64,000人

イ 地域型保育給付費 64億6,588万円
小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児(3号認定)の保育を実施します。

内訳	平成29年度	平成30年度
小規模保育事業	147か所	165か所
家庭的保育事業	35か所	32か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
計	187か所	202か所

○ 利用児童数：月平均 約2,600人

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費＜拡充＞ 229億8,048万円

施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業に対して、児童の処遇向上等のため、本市独自の助成として、障害児・特別支援児童等のために保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう市独自助成を実施します。

ア 保育・教育施設向上支援費 159億526万円
保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育において必要な経費を助成します。

イ 保育体制強化・育成促進事業＜拡充＞ 63億9,276万円
ローテーション保育士や保育補助者の雇用費を助成します。
また、保育補助者へ保育士資格取得を促し、保育士資格取得後も保育士として雇用する施設に対し、2年度間限定で追加のローテーション保育士雇用費を助成します。

ウ 地域型保育向上支援費 6億8,246万円
小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育において必要な経費を助成します。

- 2 延長保育事業** **56億7,393万円**
 給付対象施設・事業に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育を実施するために必要な経費を助成します。また夜間、保護者の就労等により保育が必要な乳児、幼児の保育を実施します。
- 3 補足給付費** **1,079万円**
 保育・教育に必要な日用品等の購入に要する費用や食事の提供に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、生活保護世帯に費用の一部を助成します。
- 4 保育・教育コンシェルジュの設置<拡充>** **1億3,165万円**
 保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。
 (18区：38人)
- 5 支給認定及び給付費の支給に関する事務** **8億4,860万円**
 (1) 支給認定及び給付の支給
 新制度の事務を集中化し、利用者向けコールセンターや事業者向けヘルプデスクを設置することにより、利用者・事業者の支援と効率的な事務執行を図り、円滑に制度を運営します。
 (2) 子育てワンストップサービスへの対応
 国が整備しているマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスへの対応を進めます。
- 6 賃借料補助事業** **1億7,748万円**
 賃借物件の建物、土地の補助等を行うことにより、保育所の設置を促進し、待機児童の解消を図ります。重点整備地域では、補助率を2/3、補助期間を10年間に上乗せします。
- 7 年度限定保育事業<拡充>** **2億8,452万円**
 認可保育所等の空きスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児で「保留となった児童」を対象に年度を限定して保育します。事業実施保育所に対して運営費の一部を助成します。
 ○市民税所得割額に応じた利用料の6段階設定：月額上限1～6万円(29年度：4万、6万の2段階)
 (利用予定人数：190人、実施見込か所数：48か所)
- 8 市立保育所民間移管事業** **7,242万円**
 31年度移管予定園の引継ぎ・共同保育、32年度移管予定園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。
- 9 保育料納付促進事業** **1,891万円**
 保育料納付指導員による催告・納付指導などに加え、電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。
- 10 給食食材放射線測定事業** **2,129万円**
 市立保育所、民間保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室等において、児童が喫食する前に、必要な検査を継続して実施します。
- 11 横浜保育室助成事業** **34億4,690万円**
 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。
 (1) 施設数 62か所
 (2) 定員数 2,324人
- 12 指導・監査の充実<拡充>** **4,471万円**
 (1) 認可保育所等の指導等<拡充>
 保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を新たに実施します。また、より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、マネジメント講習を実施します。
 (2) 認可保育所等の監査<拡充>
 監査対象施設数の増及び課題施設への対応を充実するため、監査体制を強化するとともに、定期監査とは別に、事前通告なしで課題のある施設等への書類点検を新たに実施し、不適切経理や複数施設間での不正などの問題を早期に把握します。
 また、監査の実施に際して適宜専門家の助言を得るなど、監査業務の質の向上を図ります。
 さらに、地域型保育事業の監査については、区役所から局への集中化を行うことで、より精度の高い監査を実施します。

5	多様な保育ニーズへの対応	
	本年度	千円 4,831,865
	前年度	4,063,229
	差引	768,636
本年度の財源内訳	国	509,728
	県	354,119
	その他	46,901
	市費	3,921,117

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、休日保育、病児保育等を推進します。

- 1 一時預かり事業<拡充> 13億9,534万円**
(1) 保育所等での一時保育<拡充> 10億1,328万円
 就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育、保護者の育児不安の解消や負担軽減の保育などのため、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、横浜保育室で一時保育を実施します。

内訳	平成29年度	平成30年度見込
民間保育所	396か所	411か所
公設民営保育所	2か所	2か所
市立保育所	46か所	44か所
幼保連携型認定こども園	10か所	16か所
小規模保育事業	8か所	9か所
横浜保育室	68か所	50か所
計	530か所	532か所

- (2) 乳幼児一時預かり事業(再掲)<拡充>【16ページ参照】 2億8,527万円**
 育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。
 ○ 8時間実施施設：継続10か所 定員142人
 ○ 11時間実施施設：新規1か所、継続12か所 定員195人

- (3) 私立幼稚園等一時預かり補助事業 9,679万円**
 地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。(園数：79園)

- 2 幼稚園等における長時間預かり<拡充> 28億6,396万円**
(1) 私立幼稚園等預かり保育事業<拡充> 27億9,824万円
 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。(園数：199園)

- (2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<新規> 6,572万円**
 開設準備費(工事費、備品費等)及び運営費を補助し、保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れをモデル実施します。(園数：5園)

- 3 休日保育(一部再掲) 9,111万円**
 日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

	平成29年度	平成30年度
実施か所	11か所	11か所

- 4 病児・病後児保育事業<拡充> 4億751万円**
 病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

	病児保育	病後児保育
実施か所	25か所(新規4か所)	4か所
実施場所	医療機関に併設	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学生までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学生までの児童

- 5 24時間型緊急一時保育事業 7,395万円**
 保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。(実施か所：3か所)

6	保育所等業	
	本年度	千円 4,226,392
	前年度	5,221,177
	差引	△ 994,785
本年度の財源内訳	国	2,233,706
	県	4,300
	その他	147,747
	市費	1,840,639

事業内容

待機児童解消に向け、必要な保育所や幼保連携型認定こども園の整備等を進めます。

- 1 保育所の整備<拡充>** 26億8,613万円
 (1) 新設<拡充> 21億1,794万円
 公有地貸付や民間ビル等の内装整備の費用を補助すること等により、31か所の整備(定員増計2,068人)を行います。
 また、市有地にある民間保育所(緑区中山町)の移転整備に着手します。
- 2 認定こども園の整備<拡充>** 9億6,853万円
 幼保連携型認定こども園への移行に伴い、必要となる建設費用や既存施設の内装整備の費用を補助すること等により、6か所の整備(定員増計176人)を行います。
- 3 横浜保育室の認可移行支援<拡充>** 3億1,360万円
 新制度の給付対象施設(認可保育所)を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすための改修費等を補助し、8か所の認可移行(定員増計129人)を支援します。
- 4 地域型保育事業の整備<拡充>** 2億5,813万円
 建物の建設費用や民間ビル等の内装整備の費用を補助することにより、小規模保育事業について、24か所の整備(定員増計389人)を行います(横浜保育室からの移行を含む)。さらに、家庭的保育事業について、2か所の整備等(定員増計10人)を行います。

【平成30年度 新規整備量内訳】

整備内容	箇所数	増減(人)
1 保育所の整備	35	2,113
(1) 新設	31	2,068
公有地貸付(新設)	1	40
公有地貸付(31年度以降完了事業)	(1)	—
法人所有地	1	60
民間ビル等の内装整備	29	1,678
自主財源整備	—	290
(2) 老朽改築	4	45
29年度からの継続分	4	45
31年度以降完了事業	(2)	—
2 認定こども園の整備	6	176
幼保連携型認定こども園の整備	3	146
新設	3	146
31年度以降完了事業	(1)	—
幼稚園型認定こども園の整備	3	30
3 横浜保育室の認可移行支援	8	129
認可保育所の定員増	8	460
横浜保育室の定員減	—	△ 331
4 地域型保育事業の整備	26	399
小規模保育事業の整備	24	389
家庭的保育事業の整備	2	10
その他	5	△ 22
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減	—	△ 107
私立幼稚園等預かり保育	5	85
合計	80	2,795

※地域ごとのニーズに合わせた定員構成の見直し等により、全市的な受入枠は2,476人増になります。

7	保育・教育の 質向上・ 保育士等確保策	
	本年度	千円 1,411,941
	前年度	1,069,843
	差引	342,098
本年度の 財源内訳	国	850,694
	県	—
	その他	932
	市費	560,315

事業内容

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を目指し、保育・教育資源に対応した人材育成の体制を整備する等、従来の研修や研究について改善を図ります。

また、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭・保育教諭の確保を図る施策を推進していきます。

1 保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり<拡充> 8,425万円

(1) 園内研修・研究の取組の支援<拡充>

ア 園内研修・研究サポーターの派遣<拡充>

新設の保育所等全園に加え、新設の幼保連携型認定こども園全園及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業のモデル実施をする幼稚園等に対象園を拡大して、保育・教育分野の有識者等を園内研修・研究サポーターとして派遣し、園内での研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決の取組を支援します。

イ 園内研修・研究を推進する人材育成<拡充>

主に既設園を対象とし、園の状況に応じた効果的な研修・研究を園内で中心となって実施できる人材を育成するため、研修の手法を学び実践する研修を拡充します。また、修了者を支援する研修も実施します。

○園内研修リーダー育成研修：定員150人（29年度実績81人）

○園内研修リーダーフォローアップ研修：定員90人

(2) 保育・教育の質向上の推進に向けた検討

保育・教育の質の維持・向上に向けた取組内容や推進体制等について学識経験者や保育・教育関係者等の助言をもとに検討します。

(3) 第三者評価・自己評価の取組の推進（一部再掲）

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、自園の保育・教育を振り返り改善する「自己評価」の取組を推進し、専門性の向上を図ります。

2 保育・幼児教育の研修事業

(1) 保育・幼児教育職員等研修 7,167万円

保育所、幼稚園、認定こども園、横浜保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業等の職員を対象とした研修を推進します。職員一人ひとりが仕事に対する誇りを持ち続け専門性や実践力の向上を図れるよう、研修を実施します。

また、18区で地域の課題に即した研修を開催します。

○局主催の研修：47講座・114回開催（定員：16,994人）

(2) 幼保小連携・接続に関する研修

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な連携・接続を目指し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の職員を対象に接続期研修会等を行い、園と学校の相互理解を深めます。

また、18区で教育交流事業を実施し、園と学校の交流を推進するとともに、保護者・地域の教育力向上を目指した講演会を開催します。

○接続期研修会：4回開催（参加見込者数：1,800人）

3 保育・幼児教育の研究事業 1,613万円

(1) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践を通して明らかになった課題について、保育・教育の望ましいあり方を探る研究に取り組み、職員の実践力を高めていきます。

さらに、保育所や幼稚園でこれまで行われてきた研究を基盤に、公開保育や実践研究発表等を支援し、保育・教育に携わる職員が共に学び合う機会を拡充します。

○局主催の研究：10講座・41回開催（定員：1,506人）

(2) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業

保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領等が改訂されたことを受けて改訂した「育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～」の理解・浸透を図ります。

また、幼保小連携推進地区において実践研究を行い、育ちと学びをつなぐ効果的な事例を発信します。

○幼保小連携推進地区事業：36地区で研究推進（参加見込数：120園・校）

4 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,528万円

保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業を実施し、これまで構築したネットワークを活用しながら、保育資源間の連携を推進します。

- 保育資源・・・認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、地域子育て支援に関わる施設(地域子育て支援拠点等)等
- 実施内容・・・保育資源間での保育・教育に関する実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等

5 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保<拡充>

12億2,461万円

(1) 保育士・保育所支援センター事業

保育士確保策を強化するため、かながわ保育士・保育所支援センターを神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市と共同運営し、求職者の相談、就職先の紹介、マッチングを行います。

(2) 就職面接会・就職支援講座・保育所見学会<拡充>

保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士等を主な対象に、私立保育園園長会や幼稚園協会、ハローワークと連携して、保育・教育施設の運営事業者等が参加する、就職面接会を開催します。

また、専門職としての知識・技術及び最新の保育状況等を学び、保育施設へのスムーズな就職につなげることを目的として、講義と現場実習を行う就職支援講座を開催します。

さらに、保育士養成施設の学生等に市内保育施設で就職してもらうための保育所見学会について、区や方面別の見学会に加え、新たに養成施設単位での見学会を実施します。

- 保育所見学会：10回開催 (29年度：5回開催)
- 就職面接会：7回開催 ○ 就職支援講座：5回開催

(3) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業<拡充>

保育所等が雇用する保育士資格を有していない保育従事者が、保育士資格を取得するために要した受講料及び代替保育従事者の雇用費等の補助を行います。

また、幼保連携型認定こども園における保育教諭確保を目的とする特例制度を活用した、保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得するために要した受講料等の補助を行います。

さらに、保育士試験により資格取得を目指す市内保育施設従事者を支援するために、保育士試験の回数に合わせ、保育士試験直前対策講座の開催回数を3回に拡充します。(29年度：2回開催)

(4) 保育士宿舍借り上げ支援事業<拡充>

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舍を借り上げるための補助を行います。(申請見込件数：1,945戸)

- 補助基準額：1戸あたり上限月額 82,000円
- 補助対象期間：採用後10年間
- 申請受付期間：通年

(5) 横浜の保育PR推進事業<新規>

中高生を含む学生や潜在保育士等向けに、横浜の保育の魅力をPRするための動画やリーフレット等を作成し、保育士養成校訪問や就職面接会等で広報に活用します。

(6) 保育士採用活動支援事業<新規>

保育所等における保育士採用活動を支援するため、保育所等の経営者・施設長を対象に、採用活動等に関するセミナーを実施します。

また、採用活動等に関する個別的な助言等を行う巡回相談を実施します。

(7) 保育士修学資金貸付事業【参考】

市内保育所等で従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、貸付を実施します。なお、卒業後市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

- 貸付対象数：50人 ○ 貸付金額：月額5万円以内(12か月：60万円)
- ※ 27年度国補正で措置された国費を活用し、28年度予算において、3か年分の予算計上を行っている事業(実施期間：28年度から30年度まで)

(8) 潜在保育士再就職支援貸付事業【参考】

市内保育所等で従事することが決定した潜在保育士に対して、就職準備金の貸付を実施します。なお、市内保育所等で2年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

- 貸付対象数：40人 ○ 貸付金額：20万円(1回を限度)
- ※ 27年度国補正で措置された国費を活用し、28年度予算において、3か年分の予算計上を行っている事業(実施期間：28年度から30年度まで)

8 幼児教育の支援		
本年度	千円 7,758,855	
前年度	7,637,722	
差引	121,133	
本年度の財源内訳	国	1,412,784
	県	64,537
	その他	926
	市費	6,280,608

事業内容

私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、保育・教育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。

1 私立幼稚園就園奨励補助事業(一部再掲)〈拡充〉【12ページ参照】 **43億1,358万円**

私学助成を受ける幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。

また、市民税所得割額77,100円以下世帯について、更なる負担軽減を図ります。

区分	市民税額	対象園児分布率(%)	30年度補助単価(円)(年額)	
			ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
A	生保	0.05	308,000(0)	308,000(0)
B	非課税	3.60	272,000(0)	308,000(0)
C	所得割非課税	0.41	272,000(0)	308,000(0)
D	77,100円以下	6.26	187,200(0)	272,000(0)
E	211,200円以下	44.71	107,200(45,000)	107,200(45,000)
F	211,200円超	44.97	48,000(48,000)	48,000(48,000)

※子ども2人世帯で、第1子が在園している場合。
()内は市単独分

2 私立幼稚園等預かり保育事業(再掲)〈拡充〉【19ページ参照】 **27億9,824万円**

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。
(園数：199園、月平均利用人数：8,450人)

3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業(再掲)〈新規〉【19ページ参照】 **6,572万円**

開設準備費(工事費、備品費等)及び運営費を補助し、保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れをモデル実施します。
(園数：5園)

4 私立幼稚園等一時預かり補助事業(再掲)【19ページ参照】 **9,679万円**

地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。
(園数：79園、年間延べ利用人数：115,318人)

5 特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助事業 **5,710万円**

給付対象の幼稚園・認定こども園において、移行により継続利用園児の保育料が増えた場合に、移行前の保育料との差額相当分を補助する経過措置を行い、保護者負担を軽減します。

6 私立幼稚園等補助事業 **1億2,650万円**

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。
(対象園：280園)

7 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 **8,360万円**

私学助成を受ける幼稚園や幼稚園類似幼児施設に在園する特別な配慮を要する園児に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。
(対象者：418人、補助単価：上限20万円/人・年)

8 私立幼稚園等施設整備費補助事業 **3,000万円**

1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。
(対象園：30園、補助額：上限100万円)

9 保育・幼児教育の質の向上(再掲)〈拡充〉【21ページ参照】 **1億8,733万円**

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を図ります。新制度施行に伴い、従来の研修や研究について改善を図るとともに、多様な保育資源に対応した人材育成の研修や研究体制を整備していきます。(①保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり、②保育・幼児教育の研修事業、③保育・幼児教育の研究事業、④保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業の充実)

9	放課後の居場所	
	本年度	千円 8,464,445
	前年度	7,935,499
	差引	528,946
本年度の財源内訳	国	2,670,211
	県	1,862,294
	その他	1,719
	市費	3,930,221

事業内容

すべての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、全小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めるとともに、「放課後児童クラブ」に対する支援を推進します。「放課後キッズクラブ」への転換までは、「はまっ子ふれあいスクール」を、引き続き実施します。

1 放課後児童育成事業<拡充> 84億3,308万円

(1) 放課後キッズクラブ事業 <拡充> 49億420万円

学校施設等を活用し、留守家庭児童を含むすべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。

横浜市子ども・子育て支援事業計画に基づき31年度末までに全ての小学校の「はまっ子ふれあいスクール」を「放課後キッズクラブ」へ転換します。

また、利用児童のうち留守家庭児童数が81人以上のクラブに対する補助を拡充するほか、新たに17時までの利用児童数が111人以上となるクラブに対する補助を創設します。

ア 運営か所数 252か所(新規42か所、30年度末に計294か所)

イ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する小学生で利用を希望する児童

ウ 開所時間 平日 : 放課後 ~19時
土曜日・長期休業日等 : 8時30分~19時

(2) はまっ子ふれあいスクール事業 8億212万円

学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の創造性や自主性、社会性を養い、健やかな成長を支援します。

ア 運営か所数 94か所(うち42か所は年度内にキッズクラブへ転換。転換後52か所)

※ 特別支援学校5か所含む

イ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する小学生で参加を希望する児童

ウ 開所時間 平日 : 放課後~18時【充実型】 放課後~19時
土曜日・長期休業日等 : 9時 ~18時【充実型】 8時30分又は9時~19時

(3) 放課後児童クラブ事業 <拡充> 27億2,676万円

ア 運営支援<拡充>

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる、児童の保護及び遊びを通じた健全育成を行います。

また、利用児童数が41人以上となる大規模なクラブに対する補助を拡充します。

(ア) 運営か所数 228か所(新規3か所、継続225か所)

(イ) 対象児童 市内在住の小学生の留守家庭児童で、入会を希望する児童

(ウ) 開所時間 平日 : 放課後~19時(クラブにより19時以降も開所)
土曜日・長期休業日等 : 9~19時(クラブにより9時以前及び19時以降も開所)

イ 基準適合支援<拡充>

(ア) 分割・移転準備補助(移転(面積)17か所、移転(耐震)8か所)

面積基準及び耐震基準を満たすため、クラブの分割・移転についての費用を補助します。

(イ) 基準適合のための家賃補助

分割・移転 : 分割・移転先の家賃補助上限額を、月額15万円から20万円に増額します。
89か所(新規25か所、継続64か所)

分室 : 新たに確保した活動場所の家賃を、月額15万円を上限に追加補助します。
9か所(新規2か所、継続7か所)

ウ 人材確保支援<新規>

放課後児童クラブ等における人材確保支援のため、放課後児童健全育成事業の認知度向上を図るとともに、求人情報の集約及び提供を行います。

2 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 3,137万円

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

(1) 支援対象 25か所

(2) 開催日時 週4回~月1、2回、概ね10時~17時(実施場所及び季節により異なる)

(3) 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等

10	すべての子ども・若者の健全育成の推進	
	本年度	千円 606,680
	前年度	613,028
	差引	△ 6,348
本年度の財源内訳	国	—
	県	874
	その他	19,868
	市費	585,938



【青少年の地域活動拠点の活動】

事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

1 青少年を育む地域の環境づくり 1億5,184万円

- (1) 社会環境改善事業 1億5,184万円
 青少年を取り巻く有害環境対策の一環として、有害図書類の適切な区分陳列対策などの社会環境改善事業を実施します。
- (2) (公財) よこはまユース補助事業
 ア 地域における子ども・若者の育成等に関する啓発講座への講師派遣の実施
 イ 青少年の育成に係る活動の支援
 ウ 自然・社会体験活動機会の提供
 エ 青少年に関わる人材の育成等
- (3) 青少年の地域活動拠点づくり事業
 ア 青少年の地域活動拠点づくり事業
 中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う、青少年の地域活動拠点を実施します。
 イ 青少年の交流・活動支援事業
 青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施します。
 ウ シニアパワーの発揮による子育て支援推進事業【区】
 青葉区において、スキルを持つシニア人材と中・高校生が協働で青少年の社会参画を促す体験活動を実施します。
 ※【区】は、地域課題解決のため区からの提案をうけて「区局連携促進事業」として、局予算に計上する事業
- (4) 道志村自然体験推進事業
 青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。
 ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内のキャンプ場の施設使用料を助成等
 イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市へ受入れ

2 青少年育成に携わる団体等の支援 411万円

- (1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援
 ア 委嘱人数
 2,564人（平成30年4月1日現在）
 イ 事業内容
 青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等
- (2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助

3 青少年関係施設の運営等 4億4,999万円

- 青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。
 ○所管施設： 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター
 横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園）

4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営 74万円

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。

11	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	
	本年度	千円 450,988
	前年度	422,690
	差引	28,298
本年度の財源内訳	国	126,946
	県	1,290
	その他	2,139
	市費	320,613

事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。

1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 4,949万円

青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材や団体の育成に取り組めます。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等

※青少年相談センター移転のための基本設計を行います（経費については27ページの「児童相談所の再整備」に含む）。

2 地域ユースプラザ事業(一部再掲)＜拡充＞【11ページ参照】 1億4,446万円

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の事業費を補助します。

新たに、支援につながっていない方が相談できるように、各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施します(18回(各区1回))。

また、南部ユースプラザを移転します。(磯子駅周辺)【区】

※【区】は、地域課題解決のため区からの提案をうけて、「区局連携促進事業」として、局予算に計上する事業

- (1) 運営か所 4か所
- (2) 事業内容

- ア 地域における総合相談（電話相談、来所相談等）
- イ 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談
- ウ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営
- エ 社会体験・就労体験プログラムの実施
- オ 地域の関係支援機関・区役所とのネットワークづくり
- カ 応援パートナーの養成・派遣 <社会福祉基金を活用>
- キ ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施<新規>



【地域ユースプラザの活動】

3 若者サポートステーションにおける相談・支援＜拡充＞ 1億1,504万円

職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の事業費を補助するとともに、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。

また、新たに設置する「よこはま若者サポートステーションサテライト(仮称)」により相談支援の充実に取り組みます。

○事業内容 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として、次の事業を実施

- ア 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- イ 経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援 <社会福祉基金を活用>
- ウ 高等学校等出張相談

4 よこはま型若者自立塾 3,717万円

ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。

○事業内容

合宿による以下の生活改善プログラムを実施

- ア 短期合宿型(数日～2週間)：就労体験、ボランティア活動、地域交流会等を通じた訓練
- イ 長期合宿型(最長6か月)：専用施設での農作業を通じた生活訓練や就労体験の場の提供

5 寄り添い型生活支援事業(再掲)＜拡充＞【11ページ参照】 1億483万円

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活・学習支援等を実施します。(新規2区：計12区)

また、既に事業実施している瀬谷区において実施場所を1か所増設し、受入枠を拡充します。

12	地域療育センター 関係事業
----	------------------

事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。
また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。

本年度	千円 3,299,076	
前年度	3,288,178	
差引	10,898	
本年度の財源内訳	国	50,874
	県	25,435
	その他	121
	市費	3,222,646

1 地域療育センター運営事業 27億7,080万円

地域における療育体制の充実などを目的として、方面別に設置している地域療育センターにおいて、療育の提供及び関係機関支援等を行います。

申込件数の増加に対応するため、「原則として申込後2週間以内の相談員による面談」や、初期の療育支援の場として親子で参加する「広場事業」などを実施し、早期に保護者の不安軽減に努めるとともに支援の円滑化を図ります。

(1) センター一覧及び予算内訳 (単位：千円)

センター名	運営法人等	本年度予算
1 南部地域療育センター	指定管理者： (福)青い鳥	360,043
2 中部地域療育センター		404,354
3 東部地域療育センター		414,134
4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	336,626
5 北部地域療育センター		296,884
6 西部地域療育センター		363,771
7 地域療育センターあおば	民設民営： (福)十愛療育会	277,290
8 よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	317,691
計		2,770,793



【療育センターにおける療育訓練の様子】

※ 総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

(2) サービス内容

相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練

2 地域療育センター学校支援事業 1億6,596万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。
(実施か所：9か所)

- (1) 小学校教職員を対象とした研修
一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力
- (2) 小学校教職員への技術的支援
児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億6,232万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。
(実施か所：9か所)

13	在宅障害児及び施設利用児童への支援		事業内容	
	本年度	千円 11,827,166	<p>障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児への医療的ケア等を実施します。</p> <p>1 障害児通所支援事業<拡充> 93億8,623万円</p> <p>(1) 障害児通所支援事業<拡充> 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。 ○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 <u>271か所</u> ○ 放課後等デイサービスの利用見込回数 <u>765,824回</u></p> <p>(2) 障害児通所支援研修等事業 障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。 「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修を通じて学び、理解を深めます。</p>	
	前年度	10,142,935		
	差引	1,684,231		
	本年度の財源内訳	国	5,377,464	<p>2 学齢後期障害児支援事業 1億2,053万円 学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害の児童を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。</p> <p>(1) 実施機関 ○ 小児療育相談センター（所在地：神奈川区） ○ 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区） ○ 学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）</p> <p>3 メディカルショートステイシステム事業 2,989万円 常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。<協力医療機関10病院></p> <p>4 医療環境整備事業<拡充> 599万円 <u>人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、関係局と連携し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを養成します。</u> また、医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。 さらに、重症心身障害児者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて検討を行います。</p> <p>5 障害児入所支援事業等 22億8,453万円 障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。<見込み人数：254人> また、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。 さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。</p>
市費	4,088,799			
その他	11,309			
県	2,349,594			

14	児童虐待防止への充実 取組の充実	
	本年度	千円 2,289,735
	前年度	2,146,701
	差引	143,034
	本年度の財源内訳	
	国	573,638
	県	96,568
	その他	13,358
	市費	1,606,171

事業内容

「横浜市子供を虐待から守る条例」（平成26年6月制定）及び児童福祉法等の改正を踏まえ、児童虐待防止への取組をより充実します。

1 児童相談所の運営と機能強化＜拡充＞ 12億6,909万円

児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

(1) 児童相談所の管理運営
4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。

(2) 児童虐待防止対策事業＜拡充＞

児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化や日常生活の福祉の向上等に取り組みます。

ア よこはま子ども虐待ホットラインの運営

24時間365日専門の電話相談員が児童虐待の相談・通告に対応

イ 児童虐待の相談・通告への対応

中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における児童虐待の相談・通告に迅速に対応

ウ 専門家による助言等＜拡充＞

各児童相談所で、弁護士から法的助言等を受ける機会を月4回に増やし、適切な支援を行える体制を強化

常勤医師等による医学的助言を受けて、適切な支援を行える体制を充実

エ 未成年後見人への助成

児童相談所長が選任請求し、家庭裁判所に認められた未成年後見人に対する助成 (30年度対象児童見込数：7人)

(3) 児童相談所における人材の育成

児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修を始め、児童虐待対応、里親支援などについて医師、大学教授等の外部講師による研修を実施します。

また、外部への派遣研修を実施し、専門的な援助技術の向上を図ります。

(4) 児童相談所の再整備＜拡充＞

児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、西部児童相談所の再整備を進めます。

○30年度実施内容：基本設計 ※複合施設「青少年相談センター」の設計費を含む

2 児童虐待防止啓発、地域等との連携 2,353万円

(1) 児童虐待防止の広報・啓発と人材育成

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間、及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。

児童虐待に対応する職員や関係機関の人材育成を図るため、児童虐待事例への支援を関係機関が連携して行う上で必要な情報をまとめた「虐待防止ハンドブック」を児童福祉法改正に伴い改訂し、配布します。

(2) 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

各区において、地域の要保護児童の把握、情報交換、支援について検討・協議を行う要保護児童対策地域協議会の強化、適切かつ組織的な支援と関係機関との連携促進を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関機能の向上を図るため、調整担当者の法定研修の受講や、専門家による研修等の人材育成を行います。

(3) 医療機関との連携強化

横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議の開催や研修等を行い、医療機関との連携強化の充実を図ります。

3 家庭訪問の充実 2億1,929万円

(1) 育児支援家庭訪問事業（区）（再掲）【14ページ参照】

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員・アルバイト）が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援します。

（延べ訪問見込件数：6,067回）

(2) 養育支援家庭訪問事業（児童相談所）

児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員（社会福祉主事等）や養育支援ヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。
（養育支援家庭訪問員：8名、ヘルパー派遣予定回数：30年度、8,546回）

4 発生予防の取組（一部再掲）＜拡充＞【13・14ページ参照】

3億5,592万円

各種事業の実施や提供を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見等に取り組みます。

(1) 母子保健事業の充実（区）（再掲）【13ページ参照】

ア 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。
（延べ見込人数：359,161人）

イ 産婦健康診査

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。
（延べ見込人数：31,688人）

ウ 乳幼児健康診査事業（未受診者対策）

乳幼児健診等の受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。

(2) 妊娠・出産サポート事業（再掲）＜拡充＞【14ページ参照】

ア 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。妊娠早期からの相談支援を充実させ、児童虐待の予防につなげます。
（10:00～22:00 365日開設）

イ 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所等を活用し、母子デイケア・ショートステイサービスを提供することにより、産後の支援を充実し、育児不安の早期解消を図ります。
（延べ利用見込者数：175人、延べ利用見込日数：816日）

ウ 訪問型母乳相談事業

産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、乳房マッサージや具体的な相談対応を行います。
（利用見込者数：220人、延べ利用見込件数：660件）

エ 産後うつ対策事業＜拡充＞

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行います。

妊産婦やその家族に向けた産後うつの啓発及び支援者向けの研修を行うとともに、産後うつのフォロー体制構築に向け、関係機関の連携を図る検討会を実施します。

(3) 母子保健コーディネーターの配置（再掲）＜拡充＞【14ページ参照】

子育て世代包括支援センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。

（モデル実施：新規3区＋継続3区）

(4) 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

養育に課題のある妊婦を母子生活支援施設に出産前から受け入れ、出産・育児の支援を実施します。
（実施施設7か所）

5 児童・家庭への支援＜拡充＞

4億2,190万円

支援が必要な児童・家庭に対して、さまざまな機関や施設等で、支援や見守りを行います。

(1) 養育家庭支援機能の強化＜拡充＞

ア 横浜型児童家庭支援センター＜拡充＞

支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。

また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。
（新規5か所＋継続11か所）

イ 子育て短期支援事業＜拡充＞

家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。
（新規5か所＋継続15か所）

(2) 保育所等での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、必要となる保育士の配置に要する経費の助成等を行います。

15		社会的養護の充実			
				本年度	千円 7,185,337
				前年度	6,982,348
				差引	202,989
本年度の財源内訳	国	3,130,704			
	県	5,980			
	その他	34,441			
	市費	4,014,212			

事業内容

家庭での養育が困難な児童が、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安心して安定した生活を送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

1 児童福祉施設の整備 2億6,598万円

民間児童福祉施設耐震対策事業として、耐震対策が必要な施設の再整備等を進めます。30年度は「久良岐乳児院」、児童養護施設「子どもの園」の工事を実施します。

【施設概要】

整備内容	実施内容	所在区分	定員	しゅん工予定
「久良岐乳児院」再整備	工事	南区	30人	30年度
児童養護施設「子どもの園」再整備	工事	茅ヶ崎市	40人	31年度

2 里親推進事業<拡充> 3,003万円

子どもを受け入れる里親家庭を増やすため、制度説明会や里親制度を広く理解してもらうための広報啓発を行います。

また、里親家庭の支援を充実するため、研修や里親会による交流サロンの活動等の実施に加え、里親家庭への訪問による心理相談を実施します。

3 ファミリーホーム事業<拡充> 1億6,755万円

家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を実施するとともに、新規ホーム開設の推進を図ります。
(新規1か所+継続7か所)

4 自立援助ホーム事業<拡充> 1億8,175万円

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行います。
(新規1か所+継続6か所)

5 養育家庭支援機能の強化(再掲)<拡充>【30ページ参照】 3億1,024万円

(1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。

また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。
(新規5か所+継続11か所)

(2) 子育て短期支援事業<拡充>

家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。
(新規5か所+継続15か所)

6 施設等退所後児童に対するアフターケア事業(再掲)<拡充>【11ページ参照】 3,250万円

(1) 施設等退所後児童の居場所の運営等

就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送れるよう施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援、居場所(よこはまPortFor)の運営等を実施します。

また、確実な就職に向けた支援として、資格取得資金や大学進学等自立生活資金の給付、入学時初年度納入金に対する資金援助を行い、経済的に進学が困難な児童を支援します。

<資格等取得支援事業に社会福祉基金を活用>

(2) アウトリーチ型相談支援の実施<新規>

施設等に入所している児童は退所後に孤立しやすいため、居場所(よこはまPortFor)に新たに配置する支援コーディネーターが、施設等を退所した後も訪問等によって個々の状況を継続的に把握し、児童に寄り添いながら困りごとへのサポートをするなど、自立に向けて支援を行います。

7 児童措置費等 61億9,729万円

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への措置を行った場合に、施設の設定及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

また、教育費等の加算や小規模グループケアの実施による児童の処遇向上、施設職員の業務内容に応じた加算等による専門性の向上を図ります。

16	ひとり親家庭等の自立支援	
	本年度	千円 192,560
	前年度	169,522
	差引	23,038
本年度の財源内訳	国	118,951
	県	—
	その他	9
	市費	73,600

事業内容

ひとり親家庭に対して、就業支援や学習支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。

1 ひとり親家庭等自立支援事業(一部再掲)＜拡充＞【12ページ参照】 1億8,706万円

(1) 自立支援教育訓練給付金

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、介護ヘルパーなどの教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給します(費用の6割、上限20万円)。雇用保険制度の一般教育訓練給付金(費用の2割、上限10万円)の支給を受けるひとり親に対しても、差額を支給します。

(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。
(受講費用の最大6割、上限15万円)

(3) 高等職業訓練促進給付金(再掲)＜拡充＞

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、3年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。

また、対象の資格について、新たに歯科衛生士等を対象とします。

さらに、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合、通算3年を上限に給付金を支給します。

(4) 日常生活支援事業

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。ただし、未就学児のいる家庭が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合は、定期的な利用を可能とします。

(5) 母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)(再掲)＜拡充＞

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナーなどを、関係機関と連携しながら実施し、自立を支援します。なお、養育費セミナーの実施回数を6回に拡充します。(29年度：4回)

さらに、ひとり親の多い区を中心に、区役所へ定期的に就労支援員の派遣を行うなど、派遣回数を増やすことにより、相談支援機能を強化します。

(6) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【参考】

高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付を実施します。

なお、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除します。

○ 入学準備金：上限50万円

○ 就職準備金：上限20万円

※ 27年度国補正で措置された国費を活用し、28年度予算において、3か年分の予算計上を行っている事業(実施期間：28年度から30年度まで)

2 ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業(再掲)【11ページ参照】

550万円

ひとり親家庭の子どもに対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、ひとりで家にいることが多い子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。(モデル実施：継続2か所)

17	D V 対 策 事 業
----	-------------

事業内容

DV被害者等が、安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 3,390万円

- (1) DV相談支援センター
DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。
- (2) 女性緊急一時保護施設等における自立に向けた支援
DV被害者等が地域で生活できるよう、住まい探し・就労等を専門的に支援する職員を一時保護施設に配置します。
また、周産期対応を行う民間団体に、職員を配置し、支援体制を確保します。
- (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業
民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援を行います。
(実施施設：1か所)
- (4) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援（一部再掲）
主に1年未満の退所者へ訪問・電話相談を行い、退所後の支援を行います。
(実施施設：7か所)

本 年 度		千円 109,565
前 年 度		110,979
差 引		△ 1,414
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	15,477
	県	15,477
	その他	—
	市 費	78,611

2 女性緊急一時保護施設補助事業 1,400万円
民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入体制を確保します。

3 加害者更生プログラムへの運営費補助 83万円
DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、その運営費の一部を補助します。
(実施施設：1か所)

4 母子生活支援施設緊急一時保護事業 6,083万円
DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。
(実施施設：7か所)



毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。
女性に対する暴力の根絶に向けて、毎年11月頃、政策局と共同で、協力いただける市内の名所を、運動のシンボルカラーであるパープルにライトアップしています。

【ライトアップイメージ】
写真左：横浜市開港記念会館
写真上：象の鼻パーク スクリーンパネル

18		児童扶養手当等	
本年度		千円 11,397,764	
前年度		11,514,479	
差引		△ 116,715	
本年度の財源内訳	国	3,442,530	
	県	—	
	その他	20,033	
	市費	7,935,201	

事業内容

ひとり親家庭等に対して手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。また、障害児に対する手当の支給に係る事務を行います。

1 児童扶養手当(再掲)<拡充>【12ページ参照】 102億3,586万円

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

また、制度改正に伴い、平成30年8月分(平成30年12月支給分)から全部支給の所得制限限度額を緩和します。

(1) 対象 18歳(中度以上の障害がある場合は20歳未満まで)年度末までの児童の養育者

(2) 手当額(月額)

	H29.12~H30.3 (H30.4支給分)	H30.4~H30.11 (H30.8, H30.12支給分)
全部支給	42,290円	42,500円
一部支給	9,980円~42,280円	10,030円~42,490円
第2子加算	全部支給 9,990円	10,040円
	一部支給 5,000円~9,980円	5,020円~10,030円
第3子以降加算	全部支給 5,990円	6,020円
	一部支給 3,000円~5,980円	3,010円~6,010円

(3) 支給月 4月・8月・12月に前4か月分を支給します。

(4) 月平均児童数 30,946人

2 特別児童扶養手当事務費

6,003万円

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。

【対象児童数】(H30.3末現在) ・重度障害児 2,520人 ・中度障害児 4,426人

3 特別乗車券の交付

11億188万円

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。※世帯に1枚交付

【交付見込数】17,560人

19		児童手当	
本年度		千円 55,376,345	
前年度		56,907,515	
差引		△ 1,531,170	
本年度の財源内訳	国	38,660,933	
	県	8,357,698	
	その他	1,300	
	市費	8,356,414	

事業内容

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

1 児童手当<拡充>

553億7,635万円

(1) 対象

中学校修了までの児童

(2) 手当額(児童1人あたり)

3歳未満	月額 15,000円
3歳以上	第1・2子 月額 10,000円
小学校修了前	第3子以降 月額 15,000円
中学生	月額 10,000円

・施設入所児童(出生順位にかかわらず一律)

3歳未満 月額 15,000円

3歳以上 月額 10,000円

・所得制限超過者(特例給付として支給)

児童1人あたり 月額 5,000円

(3) 支給月

6月・10月・2月に前4か月分を支給します。

(4) 月平均児童数

452,542人

(5) 子育てワンストップサービスへの対応<拡充>

国が整備している、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスへの対応を進め、平成30年6月の児童手当現況届について、オンライン申請を実施します。

20	横浜市子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランスの推進	
	本年度	千円 49,635
	前年度	20,060
	差引	29,575
本年度の財源内訳	国	—
	県	1,905
	その他	180
	市費	47,550



横浜市から発信！パパ育児をおもしろくするサイト



事業内容

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」推進のための会議開催や次期計画策定に向けた市民ニーズ調査、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発等に取り組みます。

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進<拡充> 3,945万円

- (1) 子ども・子育て会議の開催
有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画に係る実施状況の点検・評価や次期計画策定に向けた量の見込み等の審議を行います。
- (2) 市民ニーズ調査等の実施<新規>
次期計画策定に向け、子ども・子育て支援法等に基づき、子育て家庭の状況や意向を把握するため、ニーズ調査等を実施します。
- (3) 事業計画の推進に向けた取組
地域で子ども・青少年を育てるといふ計画の理念に基づき、フォーラムの開催等を通じて、子ども・子育てを支える機運の醸成を図ります。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進 1,019万円

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。
- (2) 父親育児支援
地域ケアプラザなどの地域の身近な施設等において、夫婦のパートナーシップやワーク・ライフ・バランス、子育てのノウハウなどを学ぶ、父親育児支援講座を開催します。
また、啓発冊子の作成やウェブサイトでの情報発信により、父親育児支援の取組を推進します。
- (3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
二十歳を迎える市民向け啓発や、結婚を希望する方・子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。

21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金会計）	
	本年度	千円 473,759
	前年度	523,320
	差引	△ 49,561
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	446,977
	市費	26,782

事業内容

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。

1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲)<拡充>【12ページ参照】 4億7,376万円

- (1) 対象者
ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等
イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人
- (2) 主な資金
修学資金、就学支度資金等（12資金）
新たに大学院に就学するための経費を貸付の対象とします。
- (3) 貸付利子
無利子又は年利1.0%
- (4) 償還について
○ 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内
滞納者に対して直接通知・訪問・電話で償還業務を行います。
- (5) 貸付限度額（例：修学資金）
○ 私立高校（第1学年・自宅通学）：30,000円／月額
○ 私立大学（ " " ）：54,000円／月額
○ 大学院（修士課程）：88,000円／月額（予定）

※ 剰余金が国の定める基準額を超えた場合、超過額の一部を国へ償還するとともに、一部を一般会計へ繰り入れますが、本年度は剰余金が基準額を超えないため、国への償還等はありません。

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。
3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

